

証券コード 5536
2025年10月3日
(電子提供措置の開始日) 2025年9月29日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目7番19号

株式会社京橋アートレジデンス

代表取締役 西 谷 明 久

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト<https://kyo-resi.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「京橋アートレジデンス」または「コード」に当社証券コード「5536」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年10月17日（金曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月20日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目7番19号 当社本社会議室

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 取締役の株式報酬枠の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

(1) 事業目的の変更

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を変更するものであります。

(2) 監査役会設置会社への移行等に伴う変更

当社は、取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めるために、監査役会設置会社に移行いたしたいと存じます。つきましては、機関、常勤監査役及び監査役会に関する規定を変更するものであります。

現行定款	変更後
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～20 (条文省略) (新設) <u>21.</u> 前各号の事業に附帯または関連する事業 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (新設)	第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～20 (現行のとおり) <u>21. ホテル、旅館、民泊等の経営、運営および管理</u> <u>22. ホテル、旅館、民泊等の企画、コンサルティング</u> <u>23.</u> 前各号の事業に附帯または関連する事業 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u>

変更前	変更後
第5章 監査役 第31条～第33条（条文省略） （新設）	第5章 <u>監査役会及び監査役会</u> 第31条～第33条（現行のとおり） <u>（常勤監査役）</u> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>（監査役会の招集通知）</u> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>（監査役会の決議方法）</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>（監査役会の議事録）</u> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>（監査役会規程）</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> 第34条～第35条（条文省略） 第39条～第40条（現行のとおり） 第6章 計算 第36条～第39条（条文省略） 第41条～第44条（現行のとおり）

第2号議案 監査役2名選任の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものいたします。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1 新任	はるやま しゅうへい 春山 修平 (1983年 7 月20日生)	2009年12月	弁護士登録（東京弁護士会） 弁護士法人かすが総合入所	0 株
		2011年 1 月	フォーサイト総合法律事務所入所	
		2014年10月	一般社団法人国際協働研究機構 理事就任(現任)	
		2021年 4 月	フォーサイト総合法律事務所 パートナ ー弁護士就任（現任） (株)grabss 社外監査役就任（現任）	
(監査役候補者とした理由) 弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識を有しており、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。				
2 新任	やまざき みさお 山崎 操 (1982年 3 月 4 日生)	2012年 2 月	新創監査法人入所	0 株
		2013年12月	あらた監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人) 入所	
		2015年12月	公認会計士登録	
		2019年 2 月	山崎公認会計士事務所開業 代表（現任）	
		2022年 9 月	HORIJUKU(株)（現(株)UMITO) 社外監査役就任	
		2024年 6 月	(株)アトム 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	
		2024年11月	(株)出前館 常勤社外監査役（現任）	
(監査役候補者とした理由) 公認会計士としての専門的な知識と長年にわたる豊富な経験を有しており、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。				

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。候補者の選任が承認された場合、当社は候補者との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。

3. 当社は、当社グループの取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役の株式報酬枠の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025年2月26日開催の第30期定時株主総会において、年額300百万円以内としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1.8%とその希釈化率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、1,000個(100,000株)とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金1,005円とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（7）新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
2. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

（8）新株予約権の取得に関する事項

1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本臨時株主総会終結の時以降、当社の従業員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定です。

以 上